



2025年5月9日

各 位

会社名 株式会社三十三フィナンシャルグループ
代表者名 代表取締役社長 道廣 剛太郎
(コード： 7322 東証プライム市場、名証プレミアム市場)
問合せ先 経営企画部長 大川 剛志
(TEL. 059-357-3355)

株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、2018年5月15日開催の取締役会において、当社の子会社である株式会社三重銀行および株式会社第三銀行（当時。その後、2021年5月1日付で両行は合併し、株式会社三十三銀行（以下、「子銀行」といいます。）となっております。）の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）および執行役員（以下、「子銀行の取締役等」といいます。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」）（以下、「現行 BBT 制度」といいます。）を導入することを決議し、現在に至っておりますが、本日開催の取締役会において、現行 BBT 制度の一部を改定し、子銀行の取締役等に給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock）」）（以下、「本制度」といいます。）へ改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本年6月開催予定の子銀行の株主総会（以下、「子銀行株主総会」といいます。）において、本制度に関する議案が付議される予定です。

記

1. 導入の背景および目的

当社は、子銀行の取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、子銀行の取締役等が当社普通株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも当社普通株式を保有する株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、現行 BBT 制度を導入しております。

本制度へ改定することで、現行 BBT 制度の当初の目的に加え、子銀行の取締役等が、在任中においても株式に係る議決権の行使や配当の権利等、株主の皆様と同様の権利を有することによって、より一層株主の皆様に近い目線で価値を共有し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることができると判断したため、当社取締役会において、現行 BBT 制度を本制度に改定することを決議いたしました。

2. 本制度の概要

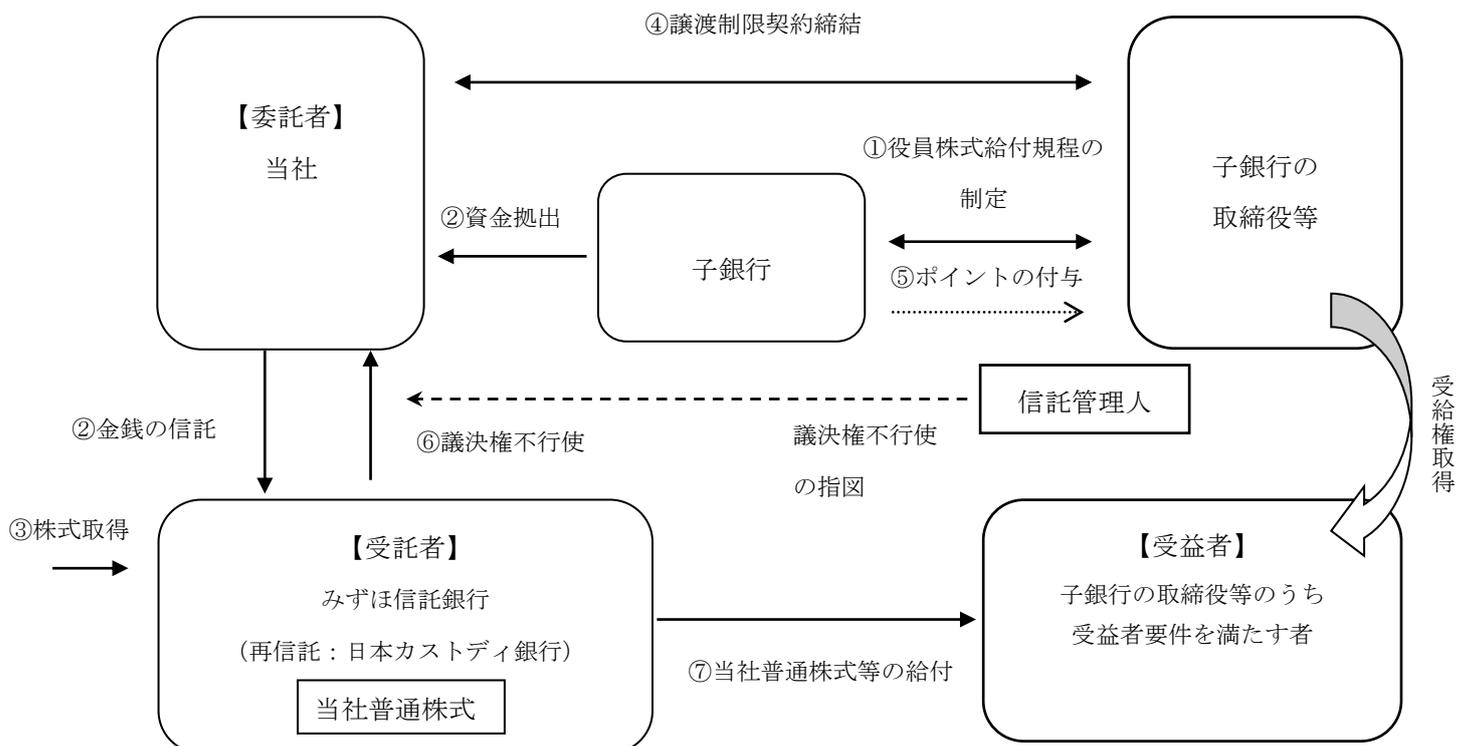
(1) 本制度の概要

本制度は、子銀行が当社に対して拠出する金銭を原資として、当社普通株式が信託（当社は、現行BBT制度に基づき、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする信託を設定しておりますところ、本制度に基づく当社による株式取得資金等の拠出、当社普通株式の取得、子銀行の取締役等に対する給付も、当該信託を通じて行うことといたします。以下、当該信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、子銀行の取締役等に対して、子銀行が定める役員株式給付規程に従って、当社普通株式および当社普通株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社普通株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、子銀行の取締役等が当社普通株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、子銀行の取締役等が当社普通株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として子銀行の取締役等の退任時とします。

また、本制度への改定に伴い、現行BBT制度において子銀行の取締役等に付与済みのポイントについては、子銀行株主総会での承認可決を条件に、子銀行株主総会后、子銀行が別途定める時期にその一部は当社普通株式として給付し、残部は当該取締役等の退任時に当社普通株式を時価で換算した金額相当の金銭として給付いたします。

なお、子銀行の取締役等が在任中に当社普通株式の給付を受ける場合、子銀行の取締役等は、当社普通株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、子銀行の取締役等が在任中に給付を受けた当社普通株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

<本制度の仕組み>



- ① 子銀行において、役員株式給付規程を制定します。
- ② 子銀行は、当社に金銭を拠出します。当社は、子銀行から拠出を受けた金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社普通株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 子銀行の取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社普通株式について、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、および一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 子銀行は、役員株式給付規程に基づき子銀行の取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社および子銀行から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社普通株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に子銀行の取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社普通株式を給付します。ただし、子銀行の取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社普通株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

子銀行の取締役および執行役員

（監査等委員である取締役および社外取締役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2018年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社普通株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、現行BBT制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。当社は、信託期間開始時（2018年8月）に、2019年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度を対象として子銀行の取締役等への株式給付を行うため、本信託による当社普通株式の取得の原資として、348,660,000円を本信託に拠出してしております。その後、2022年8月に85,440,000円を本信託に拠出してしております。本信託の信託財産内に残存する当社普通株式および金銭は、子銀行株主総会の承認可決による制度改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。

現行BBT制度を本制度に改定し、2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で

終了する事業年度（以下、当該3事業年度の期間および当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として、当社は原則として対象期間ごとに、本制度に基づく子銀行の取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、予め子銀行から当社が拠出を受けた上で、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社普通株式（直前までの各対象期間に関して子銀行の取締役等に付与されたポイント数に相当する当社普通株式で、子銀行の取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（5）当社普通株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社普通株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、子銀行の取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり45,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は135,000株となります。本信託による当社普通株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（6）子銀行の取締役等に給付される当社株式等の数の上限

子銀行の取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。子銀行の取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、45,000ポイント（うち、子銀行の取締役分として21,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、子銀行の取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、子銀行の取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社普通株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（当社普通株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社普通株式等の給付に当たり基準となる子銀行の取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社普通株式等の給付

受益者要件を満たした子銀行の取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社普通株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たさず場合は、一定割合について、当社普通株式の給付に代えて、原則として退任時に当

社普通株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社普通株式を売却する場合があります。

なお、子銀行の取締役等が在任中に当社普通株式の給付を受ける場合、当該取締役等は、当社普通株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、子銀行の取締役等が在任中に給付を受けた当社普通株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた子銀行の取締役等であっても、子銀行の株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任したと子銀行の取締役会が認めた場合は、給付を受ける権利を取得できないものとします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社普通株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社普通株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社普通株式に係る配当は、本信託が受領し、当社普通株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する子銀行の取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社普通株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社普通株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により子銀行の取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 子銀行の取締役等に給付される当社普通株式に係る譲渡制限契約の概要

子銀行の取締役等が在任中に当社普通株式の給付を受ける場合、当該取締役等は、当社普通株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（子銀行の取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社普通株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において子銀行の取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社普通株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

子銀行の取締役等は、当社普通株式の給付を受けた日から子銀行における役員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社普通株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

子銀行の取締役等が、子銀行における役員たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、子銀行が指定する証券会社に対象となる子銀行の取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT-RS)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 子銀行の取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社および子銀行と利害関係のない第三者を選定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2018年8月
- ⑧金銭を信託する日 : 2018年8月
- ⑨信託の期間 : 2018年8月から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上